

●8月5日、デサンティス・フロリダ州知事は、ニューヨーク州、ニュージャージー州及びコネチカット州から航空機にてフロリダ州に来訪した者全員に対して14日間の自己隔離を求める以下の措置

[https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO\\_20-80.pdf](https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO_20-80.pdf)

[https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO\\_20-82.pdf](https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO_20-82.pdf)

を解除する行政命令 (Executive Order) を発出しました。詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

[https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO\\_20-192.pdf](https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO_20-192.pdf)

●本日、フロリダ州の累計感染者数は50万人を突破し、現在51万2,421人です。在留邦人の皆様は、引き続き、手洗い、社会的距離の確保、咳エチケットの履行、3密の回避等の感染防止対策を取っていただきますようお願いいたします。

●フロリダ州の感染状況につきましては、当館HPの以下をご参照下さい。

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100046159.pdf>

#### 【お願い】

○当館領事窓口(旅券申請、証明業務他)は引き続き通常どおり開いています。が、利用者の皆様の感染リスクを少しでも減らすためにも、風邪の症状等が認められるなど体調が優れない方は来館を控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

現在、当館もテレワーク体制をとっておりますところ、お電話がつながりにくい場合は、メールでご照会いただくか、もしくは再度お電話をかけ直していただきますようご協力をお願いいたします。

現在の領事窓口のご利用にあたりましては、以下をご参照下さい。

「新型コロナウイルス流行下の領事業務の取り扱い」

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100059445.pdf>

○在留邦人の方が新型コロナウイルスに罹患して入院されたといった情報があれば、お手数ですが、当館までご一報ください。

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

\*\*\*\*\*

**【在マイアミ日本国総領事館】**

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話: 305-530-9090 FAX: 305-530-0950

代表 HP: <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

\*\*\*\*\*